

# 西陵中学校いじめ防止基本方針

## いじめ問題への学校の目標【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に大きな苦痛を与えるものであり、許されない人権侵害である。また、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組まねばならない。本校生徒が安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進めなければならない。

### PTA（家庭・保護者）や地域との連携

- 学級PTA，学年PTA等での情報交換
- 学校と地域，地域と家庭との組織的連携・協働

### 【いじめ防止対策委員会】（年間計画の作成・実行・検証・修正の中核）

〔目的〕 いじめ防止に向けての取組を検討し，未然防止を図るとともに，年間の活動を検証し，再発防止に努める。

〔構成〕 校長，教頭，4主任，学年主任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家【生徒指導委員会・企画委員会・不登校対策委員会で開催】

### 市教委・県教委との連携

- 指導主事の派遣及び助言
- スクールロイヤーへの相談
- 研修等への講師派遣

### いじめの定義

「いじめ」とは、生徒が一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(田25法律第71号)

### 学校の取組

- **未然防止**
  - ・ 教科・学活での指導，道徳の充実
  - ・ いじめ問題を考える週間での実態把握と啓発活動
  - ・ 生徒会によるいじめ防止活動
  - ・ 情報モラル指導(携帯・スマホ，ネット利用状況調査を含む)及び保護者への啓発活動
  - ・ 教職員のいじめ対応へのスキルアップ(職員研修)
- **早期発見**
  - ・ 生活実態調査，アンケート調査の実施
  - ・ 教育相談，家庭訪問，三者面談，チャンス相談
  - ・ 生徒理解，事例研究，関係機関との連携
- **対応・指導(下表参照)**
  - ・ 被害生徒，加害生徒への適切なケア及び指導
  - ・ スクールカウンセラー等との連携

### 関係機関との連携

- SC,SSW
- 教育相談室
- 臨床心理相談員
- 警察
- 児童相談所
- 福祉部局
- 電話相談窓口
- 学校ネットパトロール

## いじめ解消に向けての対応・指導

被害生徒	加害生徒	他の生徒	被害生徒保護者	加害生徒保護者
仕返しなどが起こらないように絶対守り通すことを約束し，安心感を与える。	状況を丁寧に確認し，よくない行為に対しては毅然とした態度で指導する。	いじめを許さない環境づくり，人権を守ることの重要性を理解させ，情報を収集する。	いじめに至るまでの経緯や状況，今後の対応等を説明し，生徒の心のケアのために連携する。	事実を伝え，被害生徒の心情や学校の指導方針等に理解を求め，謝罪等の対応を行う。

## いじめが起こった際の組織的対応の流れ

発見（認知）		情報収集		事実確認		方針決定		対応・指導		観察	
発見・情報を得た教職員等	担任・生徒指導係・管理職等の情報共有	心のケア・安全確保	状況確認(当事者・保護者・友人・首位)	聞き取り結果の確認	事実関係の把握	報告・共通理解	今後の対応について決定	対応を全職員で共通理解	いじめ解消に向けての指導	関係機関との連携	背景・因果関係分析
											経過観察・情報交換
											継続的・定期的な指導
											再発防止・未然防止活動

※本基本方針については、ホームページに掲載し、周知する。